



2025年1月10日

各 位

会 社 名 サムティホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 川 靖 展
(東証プライム市場・コード187A)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 IR 室 長 定 塚 泉 美
電 話 番 号 03-5224-3139

株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年12月12日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2024年12月12日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年1月10日から2025年1月29日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年1月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、2024年12月12日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、19,078,612株を3株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

51,300,971株（注1）

（注1）減少する発行済株式総数は、当社が2024年10月11日に公表した「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年8月31日現在の発行済株式総数（51,309,061株）から、12月12日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）に

において決議した、2025年1月31日時点で消却する予定の2024年12月4日現在当社が所有する自己株式数(8,082株)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

51,300,979株(注2)

(注2) 当社は、本取締役会において、2025年1月31日付で自己株式8,082株(2024年12月4日時点で所有する自己株式の数に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

8株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

32株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、Song Bidco 合同会社(以下「公開買付者」といいます。)及び大和証券グループ以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者及び大和証券グループのみとするを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年1月30日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が2024年10月15日から2024年11月26日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である3,300円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

Song Bidco 合同会社

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社が2024年10月11日付で公表した「Song Bidco 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が2024年11月8日に公表した「(変更)

「Song Bidco 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」による変更を含みます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者の持分の全てを所有する Song Holdings 合同会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）から最大 110,000,000 千円の資金の提供を受けることにより賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者が 2024 年 10 月 15 日に提出した公開買付届出書、同書に添付された公開買付者の融資証明書等を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、この資金から賄うことを予定しており、当該支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのこととす。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025 年 2 月中旬又は下旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 3 月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025 年 4 月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2025 年 1 月 31 日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 32 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 8 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除して、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び大和証券グループのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 12 条（定時株主総会の基準日）及び第 14 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該変更の内容の詳細は2024年12月12日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年2月3日に効力が発生する予定です。

3. 第3号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件）

当社の企業価値向上を図るため、公開買付者親会社の持分の全てを所有しているRS HCO Investment HK Holdings, Limitedとの間で2024年10月11日付で締結したCapital and Business Alliance Agreementに基づき、RS HCO Investment HK Holdings, Limitedが指名する取締役（監査等委員である取締役を除きます。）2名（ジョセフ・R・ギャグノン氏及び金信氏）の選任をお願いしたものです。

4. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2025年1月10日（金）
整理銘柄指定日	2025年1月10日（金）
当社株式の売買最終日	2025年1月29日（水）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年1月30日（木）（予定）
株式併合の効力発生日	2025年2月3日（月）（予定）

以 上